

**「青少年が安全に安心してインターネットを利用
できる環境の整備等に関する法律」の概要**

**平成 20 年 7 月 17 日
事 務 局**

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の概要

関係閣僚会議（内閣府）

総理、官房、内閣府担当、警察、総務、法務、文科、経産 等

基本理念

- ・青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得
- ・青少年による有害情報の閲覧の機会を少なく
- ・民間による自主的・主体的取組(国・地方公共団体は支援)

策定

基本計画

- ・青少年利用環境整備に関する施策の基本方針
- ・インターネットの適切利用に関する教育・啓発
- ・フィルタリングソフトの性能向上及び利用普及
- ・民間団体等における取組の支援

国・地方公共団体の責務

関係事業者の責務

保護者の責務

総務省

経済産業省

その他関係省庁

支援(資金・情報等)

支援(資金・情報等)

登録

(第三者機関の求めにより登録できる)

民間団体・事業者 (民間の第三者機関)

- フィルタリングソフトの性能に関する指針の作成団体
- フィルタリングソフト開発事業者、フィルタリングサービス提供事業者
- インターネットの適切な活用能力に関する教育団体
- 有害情報の通報を受理し、特定サーバー管理者に閲覧防止措置を要請する団体
- 閲覧制限の必要がない情報の収集・提供団体
- ADR(裁判外紛争処理)機関
- その他の関係活動を行う団体

フィルタリングの性能向上・利用普及を推進する団体 (民間の第三者機関)

- 調査研究及び普及啓発
- フィルタリングソフトの技術開発の推進

◎ 努力義務

- ・青少年の発達段階等に応じた閲覧制限設定の実現
- ・閲覧制限情報の必要最小限化
- ・性能及び利便性の向上 等

有害情報の閲覧防止措置の要請

環境整備

◎ 義務

フィルタリングの提供

特定サーバー管理者

フィルタリングソフト開発事業者
フィルタリングサービス提供事業者

携帯ISP・ISP
パソコンメーカー

ソフトウェア・サービスの提供

有害情報の閲覧防止

青少年

- ◎ 努力義務
- ・有害情報の閲覧防止措置
- ・国民からの有害情報の通報受付体制の整備
- ・閲覧防止措置に係る記録の保存

《参考》青少年インターネット利用環境整備法の国会審議模様

(第169回国会 参議院内閣委員会 第20号 平成20年6月10日(火))

1. 法律の国の関与について

(問)

この法律案はどのような基本的考えの下にまとめられたのか、特に民間における自由な情報発信に対する国の関与についての考え方如何。

(答) 民：玄葉光一郎君（衆青少年特委員長）

民間における自主的な活動に期待をするということが本立法における基本的な態度。

具体的に、例えば青少年有害情報の定義などでも、あくまで、三類型を示しているが、例示というふうにさせているし、あるいは、サーバー管理者の青少年有害情報が発信された場合の青少年閲覧防止措置も義務ではなく努力義務にしている。更にいえば、フィルタリングソフトの性能向上、これも開発事業者には義務ではなく努力義務ということにとどめているということで、ある意味では具体化されている。

他方、内閣府に、総理その他の閣僚から成る関係閣僚会議というものを設けて、政府一体となった施策の展開を効果的に図っていくということにしている。

2. 基本理念について

(問)

基本理念の三条の三項で、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体がその手助け、手助けというか、これを尊重することを旨としなければならないというふうなうたわれており、国が判断基準へ関与することはないのか。

(答) 公：古屋範子君

本法案では、表現の自由に配慮するために、国は民間の自主的かつ主体的な取組を尊重することとしている。有害情報に関しても、国はその定義について犯罪誘引情報等を例示するにとどめており、その該当性の判断あるいは判断基準については民間にゆだねるということにしている。

本法案では、国の有害情報の判断基準への関与に関しては、憲法における表現の自由にかんがみ、想定はしていない。

3. 基本計画について

(問)

閣僚会議にかけて基本計画を政府は作るわけであるが、有害情報の基準を基本計画の中で策定するのか。

(答) 自：江崎洋一郎君

本法案においては、有害情報について、国はその定義について例示するにとどめており、その判断基準の策定あるいは該当性の判断については、民間にあくまでゆだねているということ。そのため、この関係閣僚会議が基本計画において有害情報について一定の基準を定めることは、この法案の理念、目的から想定していない。

4. 民間団体に対する支援について

(問)

フィルタリングの推進機構等の団体が国や地方公共団体から再就職者あるいは出向者を受け入れ、多額の補助金を受け入れるというような構図になれば、国の出先機関のようなものとなり、今回の有害情報の判定に国が関与しないという枠組みが実態として崩れるのではないかというふうな懸念が生じるが、このような懸念に対してどのように対応していくのか。

(答) 民：松本剛明君

この法律においては、先生御指摘のとおり、国の関与というものを行わないようにするということが非常に重要なポイントであるので、この補助金の交付というものを通して、何らかの国の関与、これは再就職者、出向者の受入れにとどまらず、支援を行う際に、これが内容に対して影響を与えることのないように、こういう制度づくりと監視は極めて重要なポイントであるというふうに考えており、透明な形で運用によってそういったものが担保される、そういう仕組みで推移することを、また政府においてそのように運用されることを期待するとともに、私どもも引き続き国会においてその運用状況をしっかりと注視をし、監視をしていくことが必要であると、このように認識をしている。

5. 今後の違法情報対策について

(問)

違法情報対策についての今後の対応について伺いたい。

(答) 自：萩生田光一君

違法情報対策については、青少年の健全な育成に資するものとして、法案の検討においても大変熱心な議論が行われた。他方で、違法情報対策の導入に当たっては、違法か否かの判断は最終的に裁判所で行われるものであり、その前に行政庁による判断だけで命令、罰則まで行うのは行き過ぎではないかという可能性について議論をしたところ。

また、違法情報は大人にも見せるべきではないものであり、これを例えば今回のこの法案に盛り込むことによって、有害情報から青少年を守るという本法案の枠組みを超える可能性があることなど、多くの意見が存在するため、今回の法案では見送ることとした。

しかし、附則にも明記したとおり、違法情報についてサーバー管理者がその情報の公衆による閲覧を防止する措置を講じた場合における損害賠償の責任の制限の在り方については、速やかに検討がされるべきだと考えている。